

# 公立こども園(仮称)の給付等について (案)

平成23年11月24日

第16回 基本制度ワーキングチーム資料

# 目次

1．公立こども園(仮称)の給付について(案)

2．公立こども園(仮称)の指定について(案)

# 1. 公立こども園(仮称)の給付について(案)

## 【基本的な考え方】

現行、公立施設については、運営に当たって、経常経費が私学助成の対象となる私立幼稚園、運営費の対象となる私立保育所とは異なり、公立幼稚園、公立保育所ともに一般財源化され、地方交付税により財政措置がなされており、地方自治体の責任において施設の設置・管理運営を行っている。

今般、子ども・子育て新システムにおいては、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するために、子ども・子育て家庭の状況に応じ、個人に対する給付を実施することとし、特に学校教育・保育に関しては、「こども園給付(仮称)」が創設される。

その際、公立施設に関する取扱いについては、

児童福祉法に基づく保育の実施に当たっては、同一の手続きの下、市町村は公立・私立を問わず保育を提供することとされており、同様の役割を担っていること

現行、公立施設、特に公立保育所においては施設数・入所児童の4割以上を占め、特に地域によっては7～8割を占める地域もあるなど、大きな役割を担っていること

また、障害児保育に関しては、実施保育所の5割以上を占めるなど、セーフティネットとしての機能も有していること

給付の裏付けとなる財政措置については、地方交付税により措置されており、必要な財源が確保されていること

といった点について踏まえつつ、制度設計をしていく必要がある。

新システムは、幼保一体化による統一の給付体系の下で、すべての子どもの健やかな育ちを一元的に保障していく仕組みであって、公立・私立といった設置主体の類型によらず、同一の理念の下で実施することが望ましく、また、そもそも設置主体によって、制度が異なる事態は、地域住民にとっても混乱を生ずるおそれがある。

そのため、公立施設についても、新システムの対象として、「こども園給付(仮称)」に含めることとする。

その際、地域住民による利用に際し、直接的に影響が及ぶ保育認定、公的契約など給付に伴う手続に関しては、設置主体によって手続き等が異なると、利用者・現場にとって混乱を生ずるおそれがあることから、公立・私立共通のものとするを基本とする。

給付の財源構成については、前述の通り公私で異なる現行の財政措置との関係、地域主権の議論との関係、等を踏まえつつ、具体的な制度設計を検討することとする。

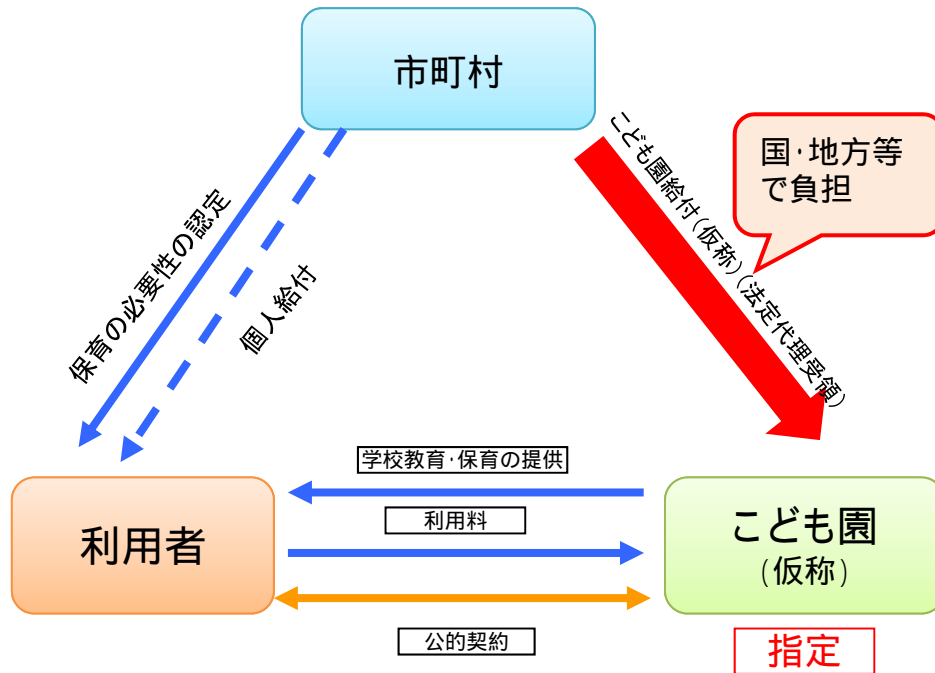
その際、公立こども園(仮称)に係る給付の財源構成については、市町村10/10とし、国の「子ども・子育て包括交付金(仮称)」の対象外として、現行どおり、地方交付税措置とすることがこれまでの地域主権の流れと整合的と考えられる。

# 公立こども園(仮称)の財政措置(イメージ)

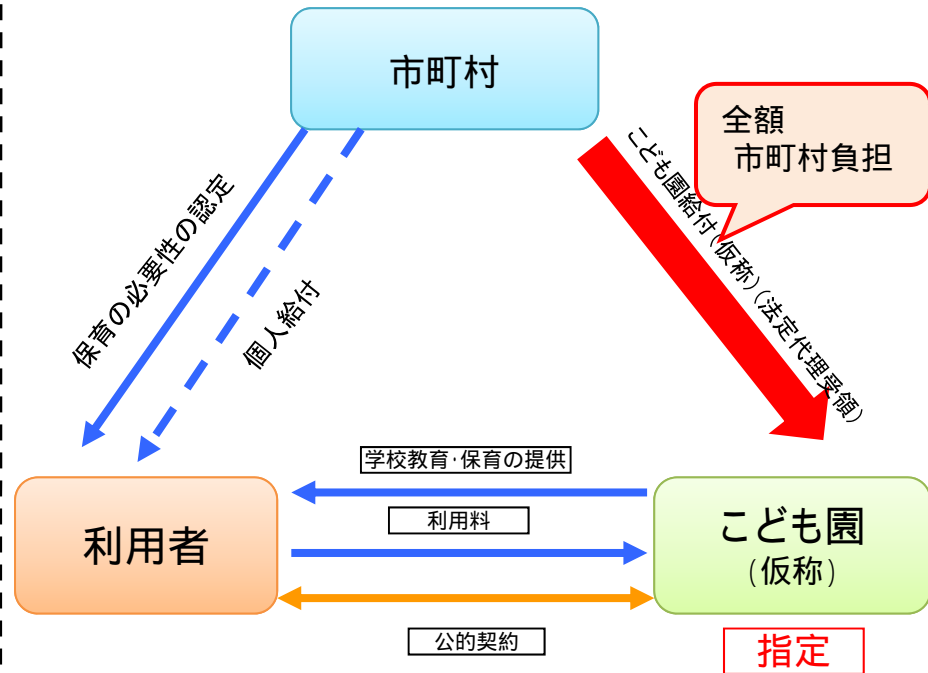
【イメージ】

公立こども園(仮称)も新システムの対象 = 費用負担は市町村が10 / 10負担

< 私立 >



< 公立 >



公立施設は、市町村の責任で運営するとの考え方から、一般財源化されており、これを維持することはこれまでの地域主権の流れと整合的

(課題)

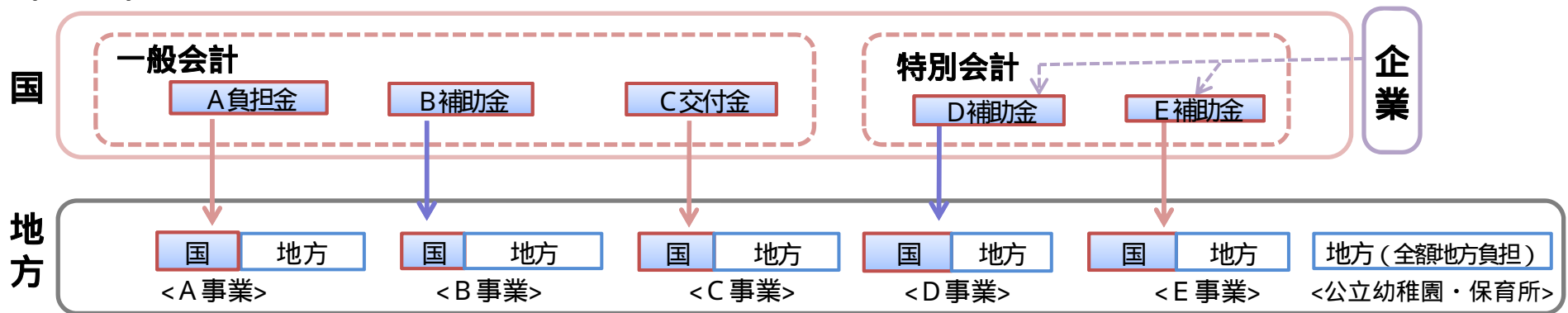
一般財源化後は、地方交付税における積算としての位置付けになり、予算上財源保障の対象範囲が見えにくいとの意見あり。

一般財源で賄われている公立施設について、子ども・子育て包括交付金(仮称)で賄われている私立施設と同様に子ども・子育てに使われていることを確認しやすい仕組みとするために、どのような手立てが考えられるか。

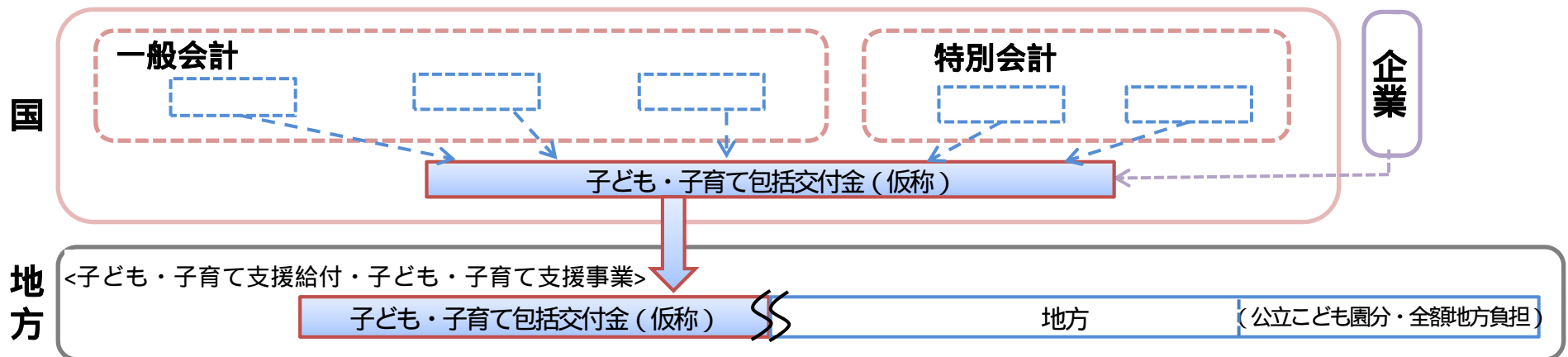
## 子ども・子育て包括交付金（仮称）

新システムにおいては、これらの国庫補助等の仕組みを一体化し、市町村が新システムの実施に要する費用を包括的に交付する仕組みとする。  
 ただし、公立こども園（仮称）の運営費については、市町村負担を10/10とする。

（現行）



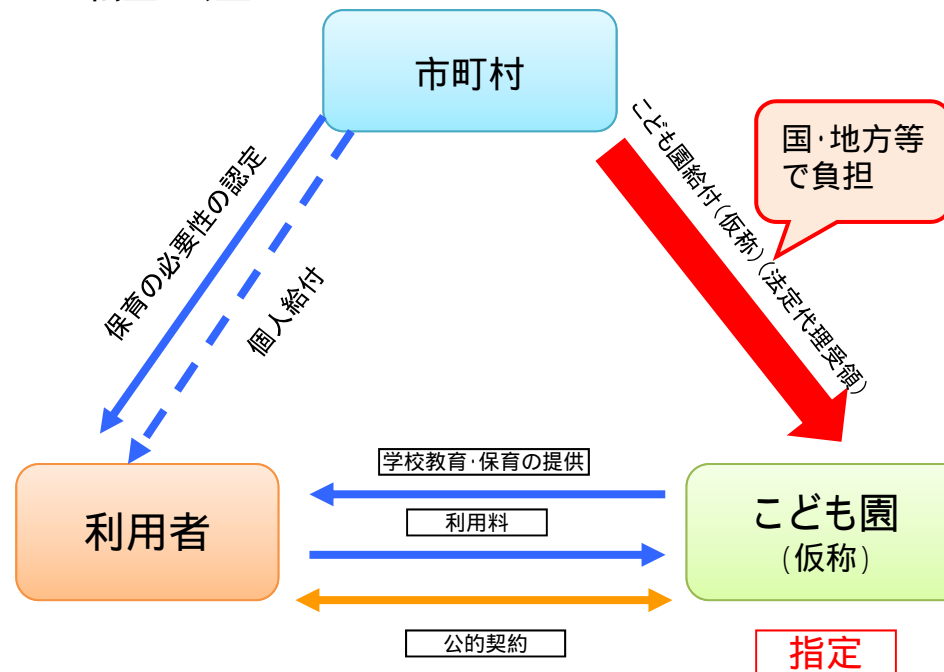
（子ども・子育て新システム）



新システムの対象となる給付・事業をなるべく広く対象とすることを基本とするが、財政措置との関係等を踏まえ、今後検討。  
 また、対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討。

【公立こども園(仮称)も子ども・子育て包括交付金(仮称)の対象とした場合のイメージ】  
= 費用負担は国・地方・事業者等で負担

< 私立・公立 >



市町村の責任で運営している公立保育所に対し、再び国の関与を設けることとなりこれまでの地方分権の流れなどとは整合的とはいえない。

一般財源化されており、再び国からの交付金の対象とするためには、新たに国における大幅な財源の確保が必要。

## 2. 公立こども園(仮称)の指定について(案)

都道府県立及び市区町村立のこども園(仮称)どちらも、都道府県知事( )の指定を受ける(介護保険法も同様の整理)。

大都市特例については、要検討。

また、指定・指導監督の主体を都道府県(特例を設ける場合には特例の対象とする範囲)とするのか、市町村とするのかについては別途議論があることに留意

都道府県立幼稚園については、現在2園のみ存在し、国による財政措置はないが、県の意向も踏まえ、指定の対象とすることも検討するべきではないか。

指定基準の遵守、指定主体による指導監督等は、私立のこども園(仮称)と同様。

(参考)公立の総合施設(仮称)の認可等

- ・ 市町村立の総合施設(仮称)は、都道府県知事( )に届出を行うこととする予定。

大都市特例については、要検討。

- ・ 都道府県立の総合施設(仮称)は、設置認可の手続は不要とする予定。

(都道府県立の総合施設(仮称)の指導監督等に関する規定は設けない予定。)

公設民営の施設がこども園(仮称)の指定を受ける場合は、公立として指定を受けることとする(現行制度と同様)。

総合施設(仮称)における公設民営方式の取扱いについては、別途検討が必要。